

## 令和6年第2回小清水町議会定例会会議録

### ○議事日程（第1号）

令和6年3月5日（火曜日） 午前9時30分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について  
(議長諸報告について)  
(町長あいさつ)
- 第 3 行政報告について
- 第 4 報告第 1号 各常任委員会所管事務調査報告について
- 第 5 発議第 1号 各常任委員会議会閉会中の所管事務調査について
- 第 6 発議第 2号 議会運営委員会議会閉会中における継続審査について
- 第 7 発議第 3号 小清水町議会議員の請負の状況の公表に関する条例制定について
- 第 8 議案第 2号 小清水町監査委員条例の一部を改正する条例制定について
- 第 9 議案第 3号 小清水町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第10 議案第 4号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第11 議案第 5号 小清水町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について
- 第12 議案第 6号 小清水町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第13 議案第 7号 小清水町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について
- 第14 議案第 8号 小清水町介護保険条例の一部を改正する条例制定について
- 第15 議案第 9号 小清水町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に係る基準等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第16 議案第10号 小清水町介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第17 議案第11号 小清水町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第18 議案第12号 小清水町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第19 議案第13号 小清水町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第20 議案第14号 令和5年度小清水町一般会計補正予算（第8号）について
- 第21 議案第15号 令和5年度小清水町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 第22 議案第16号 令和5年度小清水町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 第23 議案第17号 令和5年度小清水町介護保険特別会計補正予算（第4号）について
- 第24 議案第18号 令和5年度小清水町簡易水道事業会計補正予算（第2号）について
- 第25 議案第19号 令和5年度小清水町農業集落排水事業会計補正予算（第2号）について
- 第26 議案第26号 二級河川の指定の変更について
- 第27 議案第27号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第28 議案第20号 令和6年度小清水町一般会計予算について

- 第29 議案第21号 令和6年度小清水町国民健康保険特別会計予算について
- 第30 議案第22号 令和6年度小清水町後期高齢者医療特別会計予算について
- 第31 議案第23号 令和6年度小清水町介護保険特別会計予算について
- 第32 議案第24号 令和6年度小清水町簡易水道事業会計予算について
- 第33 議案第25号 令和6年度小清水町農業集落排水事業会計予算について

○出席議員（10名）

1番	梶間善高君	2番	木戸寛治君
3番	高谷貴子君	4番	氣田敏和君
5番	瓜田新一君	6番	鬼塚茂君
7番	工藤孝一君	8番	和田彩君
9番	更科浩司君	10番	坂田秀昭君

○地方自治法第121条の規定により、本会議に出席を求めた者

小清水町長	久保弘志君
小清水町教育長	加藤友幸君
小清水町選挙管理委員長	吉田正貴君
小清水町農業委員会長	佐藤昌嗣君
小清水町代表監査委員	重成一男君

○委任を受け出席した者

副町長	鈴木祐之君
総務課長	細川正彦君
出納室長	牧野尚樹君
企画財政課長	畔木雅之君
町民生活課長	荒木和正君
保健福祉課長	組野麻記君
産業課長	石丸寛之君
建設課長	西川豊人君
保育所長	佐藤大吉君
生涯学習課長	村上信二君
選挙管理委員会事務局長	細川正彦君
農業委員会事務局長	石丸寛之君
監査委員事務局長	斉藤高広君

○本会議の事務に従事した者

議会事務局長	斉藤高広君
書記	谷綾乃君

◎開会の宣告

○議長（坂田秀昭君）ただいまから、令和6年第2回町議会定例会を開会いたします。

（開会 午前9時30分）

◎開議の宣告

○議長（坂田秀昭君）直ちに本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名について

○議長（坂田秀昭君）日程第1、本日の会議録署名議員は、

4番 氣田敏和議員 7番 工藤孝一議員

を指名いたします。

◎会期の決定について

○議長（坂田秀昭君）日程第2、会期の決定について、議会運営委員会の報告を求めます。

工藤孝一議会運営委員長。7番。

○議会運営委員長（工藤孝一君）7番。それでは、議会運営委員会の審査報告をいたします。

令和6年第2回町議会定例会を開催するに当たり、去る2月27日及び本日、議会運営委員会を開催し、本日開会の定例会会期、運営等について協議をいたしました。

本定例会の議員提案は4件、町長提案は26件であります。

本定例会の会期は、本日5日から12日までの8日間とすることが適当であると判断したところでございます。

以上、議会運営委員会の報告といたします。

○議長（坂田秀昭君）議会運営委員長の報告は、会期8日間であります。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、会期を本日から3月12日までの8日間と決定いたします。

◎議長諸報告について

○議長（坂田秀昭君）本日の会議に関する諸報告を斉藤事務局長から報告させます。

○事務局長（斉藤高広君）諸般の報告をいたします。

本日の会議出席議員数は10名でございます。

本日の会議に関する説明員の出席につきましては、報告書を配付しております。

12月定例会後の議会閉会中における動向につきましては、報告書を配付しております。

そのほか令和4年度財政状況を配付しております。

以上で諸般の報告を終わります。

◎行政報告について

○議長（坂田秀昭君）町長から挨拶がございます。

あわせて、日程第3、行政報告について報告書が配付されておりますので、町長の補足程度の説明を願います。

久保町長。

○町長（久保弘志君）おはようございます。定例町議会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

この冬は、寒気と暖気が交互する例年のない不安定な天候が続いておりますが、日差しは日を追うごとに暖くなり、向こう1か月予報では晴れの日も多いようで、融雪が進み、いよいよ春を迎える季節とな

ってまいりました。このまま穏やかに経過し、本年は、実り多い年となることを願うところであります。

そうした本日、令和6年第2回定例町議会を招集させていただきましたところ、議員の皆様には何かと御多用の中、全員の御応招を賜り、ここに開会できますこと、厚くお礼申し上げます。

さて、本定例町議会に御提案させていただきます案件でございますが、はじめに、条例関係につきましては、介護保険料の改定のほか、法律等の改正により関係する条例の一部改正12件、人事案件は、人権擁護委員候補者の推薦1件、そのほか、二級河川の指定変更1件、予算関係では、翌年度に繰り越して実施する事業予算の追加のほか、最終執行見込みによる系数整理を含めた各会計補正予算6件、令和6年度当初予算は、一般会計予算をはじめ各会計予算6件、以上、26件について御提案することとしております。

各案件につきまして、よろしく御審議の上、原案に御協賛くださいますようお願いを申し上げまして、定例町議会開会に当たりましての挨拶といたします。

続きまして、行政報告をさせていただきます。

別途お配りしております行政報告書を御覧願います。

3ページ、左下を御覧ください。

去る3月1日から3月3日まで3日間にわたり、道の駅「はなやか小清水」リニューアル・グランドオープンイベントが開催されました。

令和5年度の事業といたしまして、実施してまいりました道の駅「はなやか小清水」の大規模改修工事につきましては、平成12年の供用開始時に設置された農畜産物加工室などをアグリハートセンターへ機能移転し、この空きスペースを活用し小清水町産の農産物を使用したメニュー提供を行うレストランのほか、雨天時でも子育て世代に楽しんでいただける「キッズコーナー」を新設。

また、売店コーナーにおいては、JAこしみずの全面的な御協力を頂き、新鮮野菜などを取り扱う産直コーナーを新たに設置するなど、本町の魅力を町内外に向け最大限に発信すべく施設へとリニューアルを行ったところでございます。

リニューアルを記念した3日間のイベントでは、町内外から多くの皆様に御来場いただいたところですが、知床の玄関口でもあります浜小清水エリアが、さらに発展し、また町全体が元気に活気ある姿となるために、ここを本町観光の拠点として、地域住民の皆様はもとより、多くの町民の皆様、また、観光客の皆様にあされる施設となるよう期待をしているところでございます。

以上で行政報告を終わります。

#### ◎報告第1号

○議長（坂田秀昭君） 日程第4、報告第1号、各常任委員会所管事務調査報告についてを議題といたします。

各常任委員会の報告を求めます。

はじめに、鬼塚茂総務文教常任委員長の報告を求めます。

6番、鬼塚茂君議員。

○総務文教常任委員長（鬼塚茂君） 6番。ただいま上程されました報告第1号、各常任委員会所管事務調査報告について、総務文教常任委員会より御報告いたします。

議案書5ページ、別紙1を御覧願います。

令和5年3月7日開会の第1回町議会定例会において、本委員会に付託された事件につきましては、記載のとおり令和5年5月16日から令和6年6月28日の13日間にわたり委員会を開催し、調査を実施いたしました。

主な調査項目といたしましては、学校給食の状況やITC教育の推進状況をはじめ、部活動の地域移行、さらに小清水町最終処分場の整備と広域廃棄物の処理などについて、現地調査及び各担当者から説明を受け、調査を終了いたしました。

以上で総務文教常任委員会の報告といたします。

○議長（坂田秀昭君） 次に、更科浩司経済厚生常任委員長の報告を求めます。

9番、更科浩司議員。

○経済厚生常任委員長（更科浩司君）9番。経済厚生常任委員会より御報告いたします。

議案書6ページ、別紙2を御覧願います。

令和5年3月7日開催の第1回定例会において、本委員会に付託された事件につきまして、記載のとおり10日間にわたり委員会を開催し、調査を実施いたしました。

主な調査項目といたしましては、農作物の作況調査や認定こども園の整備をはじめ、町道の整備状況、さらには第9期高齢者福祉計画・介護保険事業計画などについて現地調査及び各担当者から説明を受け、調査を終了いたしました。

以上で経済厚生常任委員会の調査報告といたします。

○議長（坂田秀昭君）委員長報告に対する質疑があれば受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）なければ、次に進みます。

#### ◎発議第1号

○議長（坂田秀昭君）日程第5、発議第1号、各常任委員会議会閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

お諮りいたします。

委員長の申出どおり承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、本件は承認することに決定いたしました。

#### ◎発議第2号

○議長（坂田秀昭君）日程第6、発議第2号、議会運営委員会議会閉会中における継続審査についてを議題といたします。

お諮りいたします。

委員長の申出どおり承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、本件は承認することに決定いたしました。

#### ◎発議第3号

○議長（坂田秀昭君）日程第7、発議第3号、小清水町議会議員の請負の状況の公表に関する条例制定についてを議題といたします。

提出者、工藤孝一議員の説明を求めます。

7番、工藤孝一議員。

○7番（工藤孝一君）7番。ただいま上程されました発議第3号、小清水町議会議員の請負の状況の公表に関する条例制定について御説明申し上げます。

議案書12ページを御覧願います。

本条例の制定については、地方議会の適正な運営確保のための環境整備を図る観点により改正された地方自治法の一部改正に伴い条例を整備するものです。

第1条で、本町議会議員における同法に規定する請負の状況を公表することにより透明性の確保を図ることを目的として定め、第2条では、請負ごとにそれぞれ議長に対する報告事項等について、第3条で、議員から請負の報告があった場合の公表について、第4条で、報告等の保存期間と閲覧方法等を規定し、また、第5条では、委任規定を整備するものであります。

最後に、改正附則でございますが、施行期日を公布の日からとし、適用令和5年4月1日に始まる会計

年度における請負からと規定するものでございます。

説明は以上になります。御審議を賜り、原案に御協賛いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

発議第3号、採決いたします。

原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、発議第3号、原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第2号

○議長（坂田秀昭君）日程第8、議案第2号、小清水町監査委員条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

説明を求めます。

細川総務課長。

○総務課長（細川正彦君）ただいま上程されました議案第2号、小清水町監査委員条例の一部を改正する条例制定について御説明申し上げます。

議案書14ページと新旧対照表を御覧願います。

本条例の一部改正については、地方自治法の一部改正に伴い、本条例に引用している同法の条項にずれが生じたことから、これを規定している箇所の改正を行うものでございます。

第3条で、「第243条の2第3項」を「第243条の2の8第3項」に改め、改正附則で施行期日を令和6年4月1日からと規定するものでございます。

説明は以上になります。よろしく御審議を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第1項の規定により、総務文教常任委員会に付託したいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認め、そのように決定いたしました。

#### ◎議案第3号

○議長（坂田秀昭君）日程第9、議案第3号、小清水町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

説明を求めます。

細川総務課長。

○総務課長（細川正彦君）ただいま上程されました議案第3号、小清水町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例制定についてを御説明いたします。

議案書15ページ及び別途お配りしております新旧対照表を併せて御覧願います。

この度の条例改正につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律において、国や地方公共団体などの複数の機関間をつなぐ情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報の照会や提供を行う事務及び特定個人情報のことを、それぞれ「特定個人番号利用事務」と「利用特定個人情報」という用語で表記するよう改正され、同システムを使用して特定個人情報の照会や提供が可能な事務及び特定個人情報が定められていた別表第2の内容が、主務省令で定められることから同表が廃止されましたので、所要の改正を行うものであります。

第2条でございますが、先ほど申し上げましたとおり、特定個人情報の照会・提供を行う事務を「特定個人番号利用事務」と、特定個人情報のことを「利用特定個人情報」という用語で表記するように改正されましたことから、本町条例の同条に用語の意義としてそれぞれ追加するものでございます。

次に第4条でございますが、法第9条第2項の独自利用事務として法別表第2に掲げる事務及び特定個人情報を利用範囲として定めておりますが、この度の法改正により別表第2が廃止されたことに伴い、文言の改正を行うものであります。

最後に附則でございますが、本条例は、情報提供ネットワークシステムの適切な運用を行う必要がありますことから、法の施行日と同日に施行することとして、その旨定めるものであります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君） 質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君） 質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第1項の規定により、総務文教常任委員会に付託したいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君） 御異議ないものと認め、そのように決定いたしました。

#### ◎議案第4号

○議長（坂田秀昭君） 日程第10、議案第4号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

説明を求めます。

細川総務課長。

○総務課長（細川正彦君） ただいま上程されました議案第4号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を御説明いたします。

議案書17ページ及び別途お配りしております新旧対照表を併せて御覧願います。

この度の条例改正につきましては、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律が平成28年4月より施行され、公務員制度改革の一環として、国家公務員同様に地方公務員についても、人事評価制度が導入されているところであります。

この人事評価を職員の任用、分限、給与など人事管理の基礎として活用することが義務づけられ、その運用を近隣の状況も踏まえ、本町も適切に運用できるよう所要の改正を行うものであります。

改正の内容といたしましては、第6条の昇給基準及び第20条の勤勉手当に対する人事評価の反映に伴う改正を行うものであります。

最後に附則でございますが、本条例の施行日として、令和6年4月1日から施行するものであります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君） 質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君） 質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第1項の規定により、総務文教常任委員会に付託したいと思います。



これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 御異議ないものと認め、そのように決定いたしました。

◎議案第5号

○議長(坂田秀昭君) 日程第11、議案第5号、小清水町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

説明を求めます。

細川総務課長。

○総務課長(細川正彦君) ただいま上程されました議案第5号、小清水町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を御説明いたします。

議案書18ページ及び別途お配りしております新旧対照表を併せて御覧願います。

この度の条例改正につきましては、昨年5月、地方自治法の一部が改正され、会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給について、国の非常勤職員に対する取扱いとの均衡の観点から、令和6年度より勤勉手当を支給することが可能となったことを受け、本町においても近隣の市町の状況も踏まえ、支給することとし、所要の改正を行うものであります。

改正の内容といたしましては、第1条においてフルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例を改正することとし、同条例第5条において給料の定義を整理、第15条及び第15条の2において、期末手当の基礎額の要件及び令和6年度より支給する期末勤勉手当の要件を規定するものであります。

勤勉手当の支給率は、勤勉手当の基礎額に100分の30を乗じて得た額とするものでございます。

次に第2条ですが、これまで職員の育児休業等に関する条例第7条第2項において、基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間がある職員には、会計年度任用職員を除いて、当該基準日に係る勤勉手当を支給することとしておりましたが、職員同様に当該期間に勤務した場合には勤勉手当を支給することとするため、会計年度任用職員を除く規定を削除するものであります。同条例の第8条の改正は、地方公務員法の法令番号を追記するものでございます。

最後に附則でございますが、本条例の施行日として、令和6年4月1日から施行するものであります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長(坂田秀昭君) 質疑を受けます。

(「なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第1項の規定により、総務文教常任委員会に付託したいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 御異議ないものと認め、そのように決定いたしました。

◎議案第6号

○議長(坂田秀昭君) 日程第12、議案第6号、小清水町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

説明を求めます。

佐藤保育所長。

○保育所長(佐藤大吉君) ただいま上程されました議案第6号、小清水町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例制定について御説明申し上げます。

別途お配りしております新旧対照表を御覧願います。

この度の改正条例ですが、母体保護法施行規則等の一部を改正する内閣府令が公布され、それに伴い、国の基準であります特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設の運

営に関する基準が一部改正されたため、本町の条例を改正するものです。

具体的には、1つ目にデジタル原則に照らした規制の一括見直しプランにおいて、書面掲示、目視等を義務づけるアナログ規制については点検・見直しすることとされ、特定教育・保育施設の施設内に掲示することが義務づけられている、施設運営規程の概要や職員の勤務体制など重要事項について書面掲示に加えインターネットを利用して公衆の閲覧に供しなければならないとされたことから、第23条において当該規定を定め、2つ目は、手続のオンライン化の支障となっているフロッピーディスクやCD-ROM等の特定の記録媒体に限定している規定を新たな情報通信技術をもって円滑に対応できるよう、第53条第2項第2号において記録媒体の種類を示さない所要の改正を行うものでございます。

最後に附則ですが、第23条の改正規定は令和6年4月1日から、それ以外の改正は条例の施行を公布する日からとするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第1項の規定により、経済厚生常任委員会に付託したいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認め、そのように決定いたしました。

#### ◎議案第7号

○議長（坂田秀昭君）日程第13、議案第7号、小清水町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

説明を求めます。

荒木町民生活課長。

○町民生活課長（荒木和正君）ただいま上程されました議案第7号、小清水町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について御説明申し上げます。

議案書は21ページからとなります。

本条例の一部改正につきましては、国の医療保険制度改革に基づくもので、改正内容といたしましては、退職者医療制度の廃止、高齢者の医療費を全ての世代で公平に支え合う仕組みへの見直しを図るため、後期高齢者医療支援金の賦課限度額を引き上げする改正、もう一点は、低所得者に対する被保険者均等割額及び世帯別平等割額を軽減する所得判定基準の見直しを行う改正でございます。

別途お配りしております新旧対照表を御覧願います。

はじめに、退職者医療制度の廃止によりまして、1ページ第13条から9ページ第17条の6の11まで、10ページ第17条の7から12ページ第22条まで及び13ページ第24条第3項以降において退職被保険者に係る条文の削除や「一般被保険者」から「被保険者」に改めるなど関係条文を改正するものでございます。

次に、後期高齢者医療支援金の賦課限度額の改正でございますが、10ページの第17条の6の12及び13ページの第24条第3項並びに15ページの第24条の4第2項において、賦課限度額を2万円引き上げ24万円に改める改正でございます。

次に、低所得者に対する被保険者均等割額及び世帯別平等割額を軽減する所得判定基準の改正でございますが、12ページの第24条第1項第2号では保険料の5割軽減の判定を行う控除額を29万円から29万5千円へ、13ページ同項第3号では2割軽減の判定を行う控除額を53万5千円から54万5千円に引き上げる改正でございます。

最後に、改正附則でございますが、施行期日を令和6年4月1日とし、第2条では、改正後の規定は令和6年度以後の保険料から適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による規

定とするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第1項の規定により、経済厚生常任委員会に付託したいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認め、そのように決定いたしました。

#### ◎議案第8号

○議長（坂田秀昭君）日程第14、議案第8号、小清水町介護保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

説明を求めます。

組野保健福祉課長。

○保健福祉課長（組野麻記君）ただいま上程されました議案第8号、小清水町介護保険条例の一部を改正する条例制定について御説明申し上げます。

議案書は25ページからになります。

今回の改正につきましては、令和6年度から3か年を期間とする第9期介護保険事業計画に基づく保険料の改定が主な改正内容でございます。

別途お配りしております新旧対照表と併せまして、段階別保険料の資料を御覧ください。

第12条第1項の改正でございますが、保険料率の改定でございますが、令和6年度から令和8年度までの3か年における第9期介護保険事業計画の給付費総額などを勘案し、基準となる保険料を第8期の保険料と同額に据え置くこととし、介護保険法施行令の区分に基づき、町民税本人課税層の細分化により追加となる段階を加え、各段階における保険料を算出し、13段階の保険料を設定するものでございます。

第3項から第5項は、保険料の減額賦課の適用規定について、第1項の改正後の保険料に基づき改正するものでございます。

次のページの第14条は、ここで追加される段階における適用規定につきまして、第3項に追加する改正を行うものでございます。

最後に、改正附則でございますが、第1項は施行期日を、第2項は令和5年度以前の保険料に係る経過措置を規定するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第1項の規定により、経済厚生常任委員会に付託したいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認め、そのように決定いたしました。

#### ◎議案第9号 乃至 議案第12号

○議長（坂田秀昭君）日程第15、議案第9号ないし日程第18、議案第12号、小清水町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に係る基準等に関する条例の一部を改正する条例制定について、小清水町介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防の

ための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例制定について、小清水町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例制定について、小清水町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例制定についてを一括して議題といたします。

説明を求めます。

組野保健福祉課長。

○保健福祉課長（組野麻記君）ただいま一括上程されました議案第9号ないし議案第12号、介護保険制度改正による省令の基準改正に関する4つの条例の一部改正について、一括して御説明申し上げます。

議案書27ページからになります。

本条例の一部改正については、3年に一度、介護報酬の改定と併せて行われる関係省令の改正によって、市町村が条例を定めるに当たって、従うべき介護サービス等の基準が改正されたことから、各条例における関係する規定の改正が主でございます。

新旧対照表を配付しておりますが、説明に当たっては、各条例において、管理者の兼務範囲の明確化や身体的拘束等の適正化など、改正内容が共通する部分がありますことから、別途配付しております「令和6年介護保険制度改正に係る条例改正の概要」により、人員、設備並びに運営基準等の改正の内容をサービス体系区分ごとに御説明させていただきます。該当する条例の条項につきましては、表の右側の欄に記載をしております。

はじめに、「居宅介護支援」に関してですが、基本報酬における取扱件数との整合性を図る観点から、指定居宅介護支援事業所ごとに1以上の員数の、常勤のケアマネジャーを置くことが必要になる人員基準について、見直すものでございます。

また、事業者の負担軽減を図るため、居宅サービス計画における各サービスの利用割合や、同一事業者によって提供されたものの割合について、利用者に説明し、理解を得ることを居宅介護支援事業者の努力義務とするよう、見直すものでございます。

次に、「介護予防支援」についてですが、介護予防支援の円滑な実施のため、指定介護予防支援を行う場合の人員配置の基準や、要支援者の適切な情報把握のため、市町村の求めに応じた介護予防サービス計画の実施状況等の情報提供など、指定居宅介護支援事業者が指定を受けて、指定介護予防支援を行うに当たっての所要の規定の整備を行うものでございます。

次に、「居宅介護支援」「介護予防支援」共通事項についてですが、指定居宅サービス事業者等との連携促進によるケアマネジメントの質の向上の観点から、諸要件を設けた上で、テレビ電話装置等を活用したモニタリングを行うことを可能とするよう規定を整備するものでございます。

次に、「居住系サービス：地域密着型特定施設入所者生活介護」についてですが、テクノロジーの活用等により、生産性向上の取組に当たっての必要な安全対策について検討した上で、見守り機器等のテクノロジーの複数活用、職員間の適切な役割分担の取組等により、介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められる指定特定施設に配置すべき看護職員及び介護職員の人員基準を、特例的に柔軟化するよう規定を整備するものでございます。

次に、「施設系サービス：地域密着型老人福祉施設入所者生活介護」についてですが、ユニットケアの質向上のための体制を確保する観点から、ユニット型施設の管理者は、ユニットケア施設管理者研修を受講するよう努めなければならないとする規定を整備するものでございます。

次に、「居住系サービス」「施設系サービス」共通事項についてですが、高齢者施設内で対応可能な医療の範囲を超えた場合に、協力医療機関との連携の下で適切な対応が行われるよう、在宅医療を担う医療機関や在宅医療を支援する地域の医療機関等との実効性のある連携体制を構築するために見直しを行い、所要の規定の整備を行うものでございます。

また、新興感染症の発生時に、施設内の感染者への診療等を迅速に対応できる体制を平時から構築するため、あらかじめ、第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるよう努めること、また、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、新興感染症の発生時の

対応について協議を行うことを義務づける旨の規定を整備するものでございます。

次に、「多機能系サービス：小規模多機能型居宅介護」についてですが、提供する介護サービスの質を担保しつつ、介護サービス事業所を効率的に運営する観点から、小規模多機能型居宅介護の管理者による他事業所との兼務について、兼務可能な他事業所のサービス類型を限定しないこととする旨を整備するものでございます。

次に、「多機能系サービス：看護小規模多機能型居宅介護」についてですが、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律による介護保険法の改正により、看護小規模多機能型居宅介護のサービス拠点での「通い」「泊まり」における看護サービスが含まれる旨が明確化されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

次に、「全サービス」共通事項についてですが、1点目として、事業所内での書面掲示を求めている事業所の運営規定の概要等の重要事項について、インターネット上での情報が完結するよう、書面掲示に加え、原則としてウェブサイトに掲載することを令和7年度から義務づけるものです。

2点目として、提供する介護サービスの質を担保しつつ、介護サービス事業所を効率的に運営する観点から、管理者が兼務できる事業所の範囲について、同一敷地内における他の事業所、施設等でなくても差し支えない旨を明確化するものです。

3点目として、身体的拘束等の適正化を推進する観点から、多機能系サービスについて、委員会の開催、指針の整備、研修の定期的な実施等について義務づけ、その際、1年間の経過措置を設けること。また、居宅介護支援、介護予防支援については、利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するためやむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととし、その場合の記録を義務づけるものです。

4点目として、「デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令」が公布されたことに伴い、厚生労働省が所管する省令のうち、CD-ROM等の特定の記録媒体の使用を定めるものについて、電子的方式、磁気的方式等の「電磁的記録媒体」に改める旨の改正を行うものでございます。

最後に、改正附則ですが、いずれの条例も関係省令の施行と同様に、施行期日は令和6年4月1日とするものでございます。

また、各条例附則に規定する経過措置でございますが、資料に記載のとおり、「重要事項の掲示に係る経過措置」及び「身体的拘束等の適正化に係る経過措置」については令和7年3月31日まで、また、「利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置」に係る経過措置及び「協力医療機関との連携に関する経過措置」については令和9年3月31日までとし、それぞれの関係条例において規定するものであります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君） 質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君） 質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第1項の規定により、経済厚生常任委員会に付託したいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君） 御異議ないものと認め、そのように決定いたしました。

◎議案第13号

○議長（坂田秀昭君） 日程第19、議案第13号、小清水町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

説明を求めます。

西川建設課長。

○建設課長（西川豊人君）ただいま上程されました議案第13号、小清水町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について御説明申し上げます。

議案書66ページ及び別途お配りしております新旧対照表を御覧願います。

本条例の一部改正でございますが、令和6年4月1日から施行される、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」の一部改正により保護命令制度が拡充がなされ、同法第10条第1項に保護命令として規定されている、接近禁止命令の要件等の改正に伴い、新たに退去等命令の期間等を規定する第10条の2が新設され、接近禁止命令と退去命令については、第10条第1項と第10条の2に分けて規定されることとなるため、これに係る所要の改正を行うものであります。

改正の内容につきましては、新旧対照表を御覧願います。

第6条において、第2項第8号イのうち、「法律第10条第1項」の後に、「又は第10条の2」を追加するものでございます。

最後に、附則でございますが、本条例の施行期日を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部改正」の施行日と同日の令和6年4月1日とするものとしております。

以上で説明を終わります。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第1項の規定により、経済厚生常任委員会に付託したいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認め、そのように決定いたしました。

暫時休憩いたします。議員の皆さんと町長、副町長は、委員会室にお集まり願います。なお、本会議は10時40分より再開いたします。

休憩 午前10時22分

再開 午前10時40分

○議長（坂田秀昭君）休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

◎議案第14号 乃至 議案第19号

○議長（坂田秀昭君）日程第20、議案第14号ないし日程第25、議案第19号、令和5年度小清水町一般会計補正予算（第8号）について、令和5年度小清水町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、令和5年度小清水町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、令和5年度小清水町介護保険特別会計補正予算（第4号）について、令和5年度小清水町簡易水道事業会計補正予算（第2号）について、令和5年度小清水町農業集落排水事業会計補正予算（第2号）についてを一括して議題といたします。

説明を求めます。

畔木企画財政課長。

○企画財政課長（畔木雅之君）ただいま一括上程されました議案第14号ないし議案第19号、小清水町各会計補正予算について、初めに、令和5年度小清水町一般会計補正予算（第8号）について御説明申し上げます。

別冊の補正予算書3ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出予算の総額から、それぞれ4億3,949万1千円を減額し、歳入歳出予算の総額を72億7,023万8千円とするものでございます。

7ページをお願いします。

第2表繰越明許費は、2款総務費で、国の補助金の採択を受けて実施します戸籍システム等関連事業及び住基システム等関連事業、3款民生費は、令和6年6月以降に実施することとしている定額減税及び低所得世帯臨時給付金並びに子ども加算給付金給付事業に係るシステム改修費用、6款農林水産業費は、道の補助金を財源に行う担い手確保・経営強化支援事業、7款商工費、町内経済活性化事業は、年度内に執行する一部事務費を除く事業費につきまして、翌年度に予算を繰り越し、事業の執行を行うものです。

第3表債務負担行為の変更は、学校施設管理業務委託料において、入札により契約金額が確定しましたことによる、限度額の減額を行うものでございます。

次のページをお願いいたします。

第4表地方債補正の変更は、事業費確定などにより、防災ひろば整備事業債など8件の借入限度額を変更するものです。

次に、歳出予算ですが、事業費確定による減額が主なものでございますので、追加となる主な事業費及び特に説明を要するもののみ説明させていただきます。

補正予算書18ページをお願いいたします。併せて主要施策事業調を御覧ください。

はじめに、1款議会費は、執行見込額確定に伴い合計で13万円減額。

2款総務費では、19ページになります。4目財産管理費で、ふるさと納税寄付金が当初見込みを下回ることとなったことを受け、ふるさと事業基金積立金7,350万9千円減額計上。合わせて6目企画調整費、需用費のうち、ふるさと納税返礼品の購入費用として消耗品費2,100万円、役務費のうち返礼品送料として通信費300万円、納税制度支援業務委託料として500万円、納税システム使用料600万円をそれぞれ減額し、20ページ、その他、防災拠点型複合庁舎整備費の執行見込額確定とデジタル化推進費の庁内DX推進業務委託料の事業費確定等による減額を計上し、総務管理費計で、3億1,619万3千円減額計上するものでございます。

21ページをお願いします。

2項徴税費2目賦課徴収費は、過年度分住民税の更正申告が見込まれることから、過誤納金払戻金40万円追加、事業費確定に伴う減額と合わせまして、懲税費計で13万3千円減額。

3項戸籍住民基本台帳費は、国の補助金の交付決定を受けて実施し、戸籍附表システムに旧氏と振り仮名を記載するシステム改修と振り仮名通知の出力を可能とする戸籍情報システム改修費用等を合わせ337万7千円追加。

22ページに進みまして、主要施策調では5ページになります。

4項選挙費は事業費確定より、合計10万4千円を減額。

3款民生費1項1目社会福祉総務費の12節委託料は、先ほど第2表繰越明許費の追加で説明いたしました本年6月以降に実施予定の定額減税等に関するシステム構築業務委託料291万4千円を追加。

次のページ、及び主要施策事業調6ページになります。

8目介護保険対策費27節繰出金は、介護保険特別会計の事業予算見込額により、602万6千円を減額、社会福祉費計で619万円を減額計上するものでございます。

次のページ、24ページになります。

2項児童福祉費3目子育て支援費22節償還利子及び割引料は、令和4年度子ども・子育て支援交付金について確定精算により返還が必要となることから、4万7千円追加計上。次の4目保育所費は、産休代替及び加配職員に係る報酬を84万円追加、5目へき地保育所費は、不足が見込まれる光熱水費2万5千円を追加し、本年度単年度事業実施分の認定こども園整備費の執行見込額確定による減額2,093万7千円を合わせ児童福祉費計で2,923万8千円減額計上するものです。

次のページ、25ページになります。主要施策調は10ページをお願いいたします。

4款衛生費1項保健衛生費ですが、1目保健衛生総務費12節委託料健康管理システム改修業務委託料は、国の補助金を活用して実施するヒトパピローマウイルスワクチンのマイナンバー情報連携に伴うシステム改修費としまして25万9千円追加。2目健康推進費は、令和4年度の疾病予防対策事業費補助金の確定精算より返還が必要となることから国・道支出金返還金6万7千円追加。3目母子衛生費22節償還金利子及び割引料も同様に、令和4年度母子保健衛生費国庫補助金の確定精算より国・道支出金返還金

8千円追加。

次のページ、26ページになります。主要施策調12ページをお願いいたします。

4目医療保険費は、いずれも事業見込額精査により、18節負担金補助及び交付金は、後期高齢者医療広域連合負担金1,458万9千円の減額。27節において国民健康保険特別会計繰出金125万6千円を追加、後期高齢者医療特別会計繰出金372万4千円を減額。

主要施策調14ページになります。

7目新型コロナウイルス感染症対策費は、次ページ22節償還金利子及び割引料で令和4年度補助事業の確定精算により国・道支出金返還金192万2千円追加し、保健衛生費総額で、3,937万2千円減額計上するものでございます。

次に、6款農林水産業費1項農業費ですが、28ページになります。主要施策事業調では19ページ。

3目農業振興費18節負担金補助及び交付金、担い手確保・経営強化支援事業補助金は、国内外の様々な経営環境の変化に対応し得る農業経営の転換を図ろうとする担い手に対する農業用機械等の導入に対する支援として道の補助金を活用し、2経営体が実施主体となる機器導入事業として、1,824万1千円を追加。翌年度へ繰り越して事業を行うものでございます。その他、執行見込みによる減額を計上し、農業費総額では、826万1千円追加計上するものでございます。

2項林業費は、それぞれ執行見込みにより、林業費計で1,118万7千円を減額計上するものでございます。

30ページ以降、7款商工費、8款土木費、9款消防費、10款教育費につきましては、それぞれ事業費確定による減額でございますので、説明は省略させていただきます。

ページ飛びまして、36ページをお開きください。

12款諸支出金ですが、1項1目公営企業費18節負担金補助及び交付金は、上下水道使用料の抑制対策として、電気料や物価高騰等による影響分を一般会計で負担することとし、簡易水道会計補助金430万円、農業集落排水事業会計補助金250万円をそれぞれ追加し、諸支出金合計で680万円追加計上するものでございます。

次に、歳入予算ですが、11ページにお戻りください。

10款地方交付税は、財源調整分といたしまして、普通交付税8,791万2千円、特別交付税1,148万7千円を追加し、地方交付税合計で9,939万9千円追加。

12款分担金及び負担金2項1目民生費分担金は、施設入所者の減に伴う施設入所者等費用徴収金18万5千円減額。

13款使用料及び手数料は、1項2目民生使用料において、へき地保育所閉所に伴う使用料15万6千円減額。

5目土木使用料は、入居実績を鑑みまして特定公共賃貸住宅使用料153万2千円減額。

使用料合計で168万8千円減額。

次のページになります。

14款国庫支出金1項国庫負担金は、1目民生費国庫負担金において、実績に伴う児童手当負担金390万2千円減額に、子供のための教育・保育給付費負担金78万円を追加、2目衛生費国庫負担金においては、国民健康保険基盤安定負担金の確定により、71万4千円追加に、コロナワクチン接種対策費負担金190万円を減額し、国庫負担金合計430万8千円減額するものです。

2項国庫補助金は、1目総務費国庫補助金において、戸籍附表システムと戸籍情報システムの改修に係る社会保障・税番号制度システム整備費補助金337万7千円追加、地域公共交通確保維持改善事業費補助金からデジタル田園都市国家構想推進交付金までは、事業実績確定に伴う減額を、2目民生費国庫補助金は、幼稚園への助成等の実績確定による子育てのための施設等利用給付費交付金54万4千円減額に、本年6月以降に実施いたします定額減税、低所得世帯臨時給付金並びに子ども加算給付金給付事業に係るシステム改修分として物価高騰対策重点支援地方創生臨時交付金132万5千円を追加、3目衛生費国庫補助金は、第3期一般廃棄物最終処分場基本設計業務の確定に伴う循環型社会形成推進交付金197万円追加など事業実績に伴う増減を計上。



次、13ページになります。

5目土木費国庫補助金は、オホーツク海岸道路舗装改修事業の事業費確定に伴う社会資本整備総合交付金89万4千円減額、橋梁長寿命化整備事業費確定による道路メンテナンス補助金78万6千円を追加、6目教育費国庫補助金は、交付対象経費確定により、特別支援教育就学奨励費補助金8万円を減額し、国庫補助金合計で1億3,628万9千円減額計上するものです。

15款道支出金1項道負担金は、国庫負担金と同様に事業実績に伴う増減額を計上し、総額122万9千円減額、2項道補助金は、事業実績による減額に、4目農林水産業費道補助金においては、翌年度繰越事業として行う農業用機械等の導入支援の財源として、担い手確保・経営強化支援事業費補助金1,824万1千円追加し、道補助金総額では1,087万6千円追加計上するものです。

16款財産収入2項3目立木売払収入は、町有林整備に伴う立木売払い収入の実績により740万3千円減額計上するものです。

次のページ、15ページになります。

17款寄付金は、これまでの実績から推計し、ふるさと納税寄付金7,350万9千円を減額、18款繰入金1項基金繰入金は、ふるさと納税寄付金の減少により、返礼品等の充当財源となる、3目ふるさと事業基金繰入金3,800万4千円を減額。

5目公共施設整備基金繰入金は、防災拠点型複合庁舎整備事業等各種施設整備事業費確定に伴い881万3千円減額、6目林業振興基金繰入金は、本年度事業費の減額により163万8千円減額、基金繰入金合わせまして、4,845万5千円減額計上するものでございます。

次のページ。

21款町債は、第4表地方債補正で御説明しましたとおり、事業費の確定に伴う減額でありまして、町債計2億7,670万円減額計上するものでございます。

なお、給与費明細等につきましては、予算の増減分ですので説明は省略させていただきます。

以上で説明を終わります。

○議長（坂田秀昭君）荒木町民生活課長。

○町民生活課長（荒木和正君）続きまして、議案第15号、令和5年度小清水町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

補正予算書の40ページになります。

歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出予算の総額からそれぞれ7,029万3千円を減額し、予算の総額を7億9,761万8千円とするものでございます。

46ページをお開き願います。

まず、歳出予算の補正ですが、1款総務費は、執行残によりまして3項運営協議会費を7万5千円減額計上するものです。

2款1項保険給付費は、1目療養費18節負担金補助及び交付金において、療養給付費、療養費での執行見込額の精査によりまして合わせて5,740万円減額、2目高額療養費でも同様に1,400万円減額、保険給付費合計で7,140万円減額計上するものでございます。

次のページ、6款2項保健事業費は、執行見込額の精査により旅費、医療分析等委託料を減額し、負担金補助及び交付金におきまして、一般被保険者予防接種事業負担金といたしまして、道の特別調整交付金の交付対象となりますインフルエンザ及び高齢者肺炎球菌予防接種費用を特別会計で負担するため、145万3千円を追加、差引き合計106万1千円を追加計上するものでございます。

次に、歳入予算の補正ですが、戻りまして43ページをお開きください。

1款1項国民健康保険料は、医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分、各区分ごとの保険料の最終調定見込額から推計し、総額で1,028万5千円減額計上するものです。

2款1項道補助金は、歳出で御説明申し上げました保険給付費の減額によりまして、保険給付等交付金普通交付金を減額、特別交付金は歳出で減額します医療分析業務の事業費精査によりまして33万円減額、インフルエンザ及び肺炎球菌予防接種費用の財源といたしまして145万3千円追加となりますことから差引き15万5千円を追加、これによりまして、道補助金合計で7,124万5千円減額計上するも

のでございます。

4款1項一般会計繰入金は、運営協議会の減額相当分7万5千円減額に、保険料の軽減措置対策として、国及び道からの保険者支援分・保険料軽減分負担金の交付の決定によりまして、保険基盤安定分105万4千円追加、その他、特別調整交付金対象となります予防接種費用の追加のほか事務費の執行見込みによる物件費分、財政安定化支援事業費分を精査した差引き125万6千円を追加計上するものでございます。

5款繰越金は、財源調整分といたしまして998万1千円追加計上するものでございます。

続きまして、議案第16号、令和5年度小清水町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

補正予算書の50ページになります。

歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出予算の総額からそれぞれ151万3千円を減額し、予算の総額を1億691万円とするものでございます。

55ページをお開きください。

歳出予算の補正ですが、1款1項総務管理費1目一般管理費は旅費、役務費の執行見込みによる減額のほか、予定しておりました後期高齢者システム改修業務では、コンビニ納付が可能な納付書の発行業務が総合行政システムで対応が可能となりましたことから226万5千円全額の減額により、差引き233万2千円減額。

2目保健事業費は執行残によりまして消耗品費、印刷製本費を減額のほか、保健・介護一体的実施業務委託料で医療費等分析に係る33万円を新規追加によりまして差引き24万6千円追加、総務管理費合わせて、208万6千円減額計上するものでございます。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金は、保険料調定見込額の精査及び保険基盤安定負担金の確定によりまして保険料等負担金において196万5千円追加、基盤安定負担金において139万2千円減額となり、差引き57万3千円追加計上するものでございます。

次に、歳入予算の補正でございますが、戻りまして53ページをお開き願います。

1款1項後期高齢者医療保険料は、調定見込額から196万5千円追加、2款1項一般会計繰入金は、事務費及び保険基盤安定負担金の確定により372万4千円減額、4款3項団体支出金は、歳出で申し上げました保健事業費の保健・介護一体的実施推進事業に係る交付金24万6千円を追加計上するものでございます。

以上、後期高齢者医療特別会計補正予算の説明とさせていただきます。

○議長（坂田秀昭君）組野保健福祉課長。

○保健福祉課長（組野麻記君）続きまして、議案第17号、令和5年度小清水町介護保険特別会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。

補正予算書の57ページになります。

歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出予算の総額からそれぞれ、保険事業勘定において、4,670万7千円を減額し、予算総額を5億6,424万4千円とするものでございます。

67ページをお開きください。

初めに、歳出予算の補正ですが、1款1項総務管理費は、執行見込みによりまして、12節委託料及び17節備品購入費を合わせて38万円減額、2項認定調査費は、同じく執行見込精査によりまして、11節役務費から17節備品購入費を合わせて23万2千円減額計上するものです。

次のページ、2款1項介護サービス等諸費は、1目居宅介護サービス等諸費で、在宅サービスの利用見込みの増により772万6千円追加、5目高額介護サービス等費で給付費見込みの増により149万円追加、その他、地域密着型介護サービス等給付費、施設介護サービス給付費、特定入所者介護サービス費は、それぞれ今後のサービス利用見込みの推計により減額、差引き4,165万円減額計上するものです。

次のページ、3款1項地域支援事業費につきましても、執行見込精査によりまして、1目一般介護予防事業費から4目介護予防・生活支援サービス事業費の各節におきまして、それぞれ減額、合わせて444万5千円減額計上するものです。

次に、歳入予算の補正ですが、戻りまして63ページをお開きください。

1 款介護保険料から次のページ4 款支払基金交付金につきましては、各介護サービス等保険給付費の推計に基づきまして、それぞれの負担割合に応じた負担金及び交付金を減額計上するものです。

6 5 ページ、6 款1 項一般会計繰入金は、各サービス給付費や事業費の執行見込額の減額に基づき、それぞれ町が負担する割合に応じて減額し、合計で6 0 2 万6 千円減額。

7 款繰越金は財源調整として、前年度繰越金保険給付費分1 万円追加計上するものです。

以上で説明を終わります。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）西川建設課長。

○建設課長（西川豊人君）続きまして、議案第1 8 号、令和5 年度小清水町簡易水道事業会計補正予算（第2 号）について御説明申し上げます。

補正予算書7 1 ページになります。

第1 条の業務の予定量の補正でございますが、主要建設改良事業の事業費確定に伴い、1 1 線道路配水本管移設工事を1 0 8 万4 千円減額し、予算の総額を7 4 6 万9 千円とするものでございます。

第2 条の収益的収入及び支出の補正でございますが、使用料高騰を抑制するため、町からの要望により実施されている道営事業の負担金及び燃料費高騰により負担増となっている電気料などの一部を一般会計から補助により賄うこととして、事業収益で4 3 0 万円追加し、予算の総額を2 億2 3 8 万7 千円とし、また、執行見込額精査により、事業費で1 4 1 万1 千円を減額し、予算の総額を2 億1, 1 8 7 万1 千円とするものでございます。

次のページをお願いいたします。

第3 条の資本的収入及び支出の補正でございますが、1 1 線道路配水本管移設工事の事業費確定に伴い、資本的収入で負担金等を7 1 万1 千円減額し、予算の総額を3, 0 0 1 万9 千円とし、資本的支出で建設改良費を1 0 8 万4 千円減額し、予算の総額を6, 1 0 1 万9 千円とするものでございます。

このことに伴いまして、当初予算第4 条本文括弧書き中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3, 1 3 7 万3 千円」を3, 1 0 0 万円に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2 5 万7 千円」を2 2 万3 千円に、「当年度分損益勘定留保資金3, 1 1 1 万6 千円」を3, 0 7 7 万7 千円に改めるものでございます。

第4 条の他会計からの補助金の補正でございますが、使用料高騰抑制のため他会計からの補助金を追加することにより、当初予算第8 条中「1, 2 5 2 万2 千円」を「1, 6 8 2 万2 千円」に改めるものでございます。

7 4 ページから7 8 ページの補正予算に関する説明につきましては、後ほど御確認をお願いいたします。

予算補正の詳細につきましては、補正予算参考資料により説明いたしますので8 0 ページをお願いいたします。

収益的収入につきましては、使用料高騰抑制のため、1 款簡易水道事業収益2 項3 目他会計補助金において、一般会計補助金を4 3 0 万円追加、収益的支出につきましては、執行見込額精査により1 款簡易水道事業費用1 項2 目配水及び給水費において、量水器費を2 2 7 万3 千円、3 目総係費で委託料を1 5 万7 千円それぞれ減額し、2 項1 目支払い利息において企業債利息を1 0 万円、2 目消費税において、消費税及び地方消費税を9 1 万9 千円それぞれ追加計上するものでございます。

次のページをお願いいたします。

資本的収入につきまして、事業費確定に伴い1 款資本的収入1 項1 目負担金において、工事請負費を7 1 万1 千円減額、資本的支出につきましては、事業費確定に伴い1 款資本的支出1 項1 目建設改良費において、工事請負費を1 0 8 万4 千円減額するものでございます。

以上で簡易水道事業会計補正予算の説明を終わります。

続きまして、議案第1 9 号、令和5 年度小清水町農業集落排水事業会計補正予算（第2 号）について御説明申し上げます。

補正予算書8 3 ページになります。

第1 条の収益的支出の補正でございますが、事業収益で簡易水道事業同様に使用料高騰抑制のため、営業外収益で2 5 0 万円追加し、予算の総額を1 億9, 2 0 4 万9 千円とし、執行見込額精査により、事業

費用で61万2千円追加し、予算の総額を1億6,887万9千円とするものでございます。

第2条の他会計からの補助金の補正でございますが、使用料高騰抑制のため他会計からの補助金を追加することにより、当初予算第8条中「550万7千円」を「800万7千円」に改めるものでございます。

補正予算に関する説明書は後ほど御確認いただきまして、予算補正の詳細につきまして、補正予算参考資料により御説明いたしますので、91ページをお願いいたします。

収益的収入につきましては、使用料高騰抑制のため、1款農業集落排水事業収益2項3目他会計営補助金において、一般会計補助金を250万円追加、収益的支出につきましては、執行見込額精査より1款農業集落排水事業費用2項2目消費税において、消費税を61万2千円追加計上するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）初めに、議案第14号、令和5年度小清水町一般会計補正予算（第8号）について質疑を受けます。

7番、工藤孝一議員。

○7番（工藤孝一君）7番。補正予算書20ページの解体工事請負費について、主なこの要因について説明を求めます。

2点目に、予算書25ページ、18節母子衛生費、18節の負担金補助及び交付金、妊産婦健康診査交通費助成金49万1千円減額、この減額についての内容についての説明を頂きたいと思います。

以上2点ですが、お願いします。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

西川建設課長。

○建設課長（西川豊人君）それでは、私のほうから解体の減額について御説明申し上げます。

解体の予算については、予算策定時の解体費の算定においてはアスベスト調査の結果を反映することができませんでしたが、建設の年度から想定し、多くの検体でアスベストを含有していると想定し積算を行っておりました。その後の発注時の精査において最終的なアスベスト調査結果を反映したことに加え、労務人件費の上昇が想定より少なかったことに、発注時の積算額が予算額より少なくなったところでございます。解体の積算は、基礎など見えない部分も多くあるため概数で算定している部分も多くあるため、最終的な数量等の確定するまで予算の減額補正は行うことができなかつたため、今回の補正となったところでございます。

以上でございます。

○議長（坂田秀昭君）よろしいですか。（発言するものあり）2点目、保健福祉のほうじゃないですか。今一般会計の質疑です。ほかに。

9番、更科浩司議員。

○9番（更科浩司君）9番。19ページのふるさと納税の関係だったんですけど、減額の要因、原因、その辺をちょっとお聞きしたいんですけども、よろしくお願いします。

○議長（坂田秀昭君）畔木企画財政課長。

○企画財政課長（畔木雅之君）お答えさせていただきます。

ふるさと納税寄附金のいわゆる低迷の理由ということなんですけれども、令和5年10月1日よりふるさと納税制度の改正がございまして、返礼品の範囲の厳格化が行われまして、その際に総務省の認可が必要になったことにより、年間で最も寄附が集中する10月以降の取扱いが一部停止したため減額したものと考えてございます。

その停止した理由なんですけれども、総務省のほうの指摘としましては、プリントTシャツ等のデザインに町名が入っていないなど、現在も総務省とやり取りをしておりますが、我々のほうからは速やかな回答をしているんですけども、総務省のほうからの回答が一度の返答に対して回答が来るまで約2か月を要するというような状態になっていまして、そちらの回答が来るまで再度開始ができないということで、実質滞っているという状態になっております。

以上でございます。

○議長（坂田秀昭君）よろしいですか。ほかに。

暫時休憩します。

休憩 午前11時17分

再開 午前11時18分

○議長（坂田秀昭君）本会議を再開いたします。

7番工藤議員からの2点目の質問の答弁を求めます。

組野保健福祉課長。

○保健福祉課長（組野麻記君）お答えいたしたいと思います。

この妊産婦の健康診査に係る交通費の助成金、半分以上減額しているということでございますが、今年度出生者数、著しく減少しております、そのほかの予算申請時に係る分ですとか妊産婦に関係する予算も半分程度減額しているんですけども、見込みよりも大きく、出生数が減少している、妊産婦が減少しているということが大きな要因でございます。

以上でございます。

○議長（坂田秀昭君）よろしいですか。

7番、工藤孝一議員。

○7番（工藤孝一君）妊産婦の交通費助成については、妊産婦が減少したということは理解しましたけれども、利用されている割合というのは、交通費の申請というのはどのぐらい利用されてきているのか教えていただきたいんですが。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

組野保健福祉課長。

○保健福祉課長（組野麻記君）実績の見込みになりますが、対象者14名おりまして、そのうち利用されている方がそのうち9名でございます。

以上でございます。

○議長（坂田秀昭君）よろしいですか。ほかに。

8番、和田彩議員。

○8番（和田彩君）8番。今14名とおっしゃったんですけど、赤ちゃんが14名しか生まれていない、妊婦さんが14人しかいなかったということで、間違いなかったでしょうか。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

組野保健福祉課長。

○保健福祉課長（組野麻記君）今の見込みと申しますか、妊娠届の出されている方で、今年度の見込みで14名ということでございます。

○議長（坂田秀昭君）よろしいですか。ほかに。

9番、更科浩司議員。

○9番（更科浩司君）24ページ、婚活プロジェクト委員会交付金91万減額ですが、これは活用しなかったから減額だったのか、説明をお願いします。

○議長（坂田秀昭君）組野保健福祉課長。

○保健福祉課長（組野麻記君）お答えしたいと思います。

150万の交付金については、年間の2回婚活イベントを実施するということで予算を措置しまして、実行委員会のほうに支出してお願いしているところなんですけど、なかなか実は実行委員会のメンバーがそろわないという事情がありまして、1回だけにとどまったというところでございます。

以上でございます。

○議長（坂田秀昭君）よろしいですか。

9番、更科浩司議員。

○9番（更科浩司君）先ほどの14名の妊婦さんも絡むんですけど、やっぱり子供少なくならないために防ぐのに婚活努力必要だと思っておりますけど、人数集まらないための策は何か考えているのかお願いできま

すか。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

組野保健福祉課長。

○保健福祉課長（組野麻記君）お答えしたいと思います。

人数集まらないというのは、実行委員のメンバーが集まらない、お手伝いしていただける方がちょっと不足したといえますか、お手伝いしていただける方が足りないということで1回見送ったという形です。

今年の婚活については、今回1回だけ実施したところなのですが、男性で15名、女性で11名、26名の参加があったところでございます。

実行委員会のメンバーが今少ないというところもあったんですけども、実行委員会さんと担当のほうでいろいろ話をしまして、お手伝いしてくれる人を増やす算段といえますか、見込みがついたというお話は聞いております。後は、各町でも婚活イベントをやっていると思うんですけども、周知の方法と、あとイベントの中身ですね、魅力あるものにするということで、実行委員さんのほうではいろいろ考えているところでありますので、その辺は町ともいろいろ話をしながら内容については詰めていきたいかなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（坂田秀昭君）よろしいですか。ございませんか。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）なければ質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

議案第14号を採決いたします。

原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、議案第14号、原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号、令和5年度小清水町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）ございませんか。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

議案第15号を採決いたします。

原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、議案第15号、原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号、令和5年度小清水町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について質疑を受けます。ございませんか。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

議案第16号、採決いたします。

原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、議案第16号、原案のとおり可決されました。

次に、議案第17号、令和5年度小清水町介護保険特別会計補正予算（第4号）について質疑を受けま

す。

7番、工藤孝一議員。

○7番（工藤孝一君）7番。補正予算書の68ページになりますが、保険給付費1項介護サービス等諸費の2目地域密着型介護サービス等給付費、3目の施設介護サービス給付費それぞれ減額された原因、要因についてお示しいただきたいと思います。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

組野保健福祉課長。

○保健福祉課長（組野麻記君）お答えしたいと思います。

まず、地域密着型介護サービス等給付費の減額につきましては、町内事業所の1事業所の指定取り消しによるものが主な要因となっております。

それから、3目の施設介護サービス等給付費については、これは特別養護老人ホームですとか老健が対象になるんですけども、大きくは特別養護老人ホームに入所されている方の介護度が低い方、高い方の入所率が非常に減っているということで、給付額が減少しているということが大きな要因となっております。認定者数自体は昨年と比べましても、認定者全体ですね、変わらないんですけども、著しく要介護5の方の人数が減っているということで、この施設の給付費について大きく減少しているということを考えてございます。

以上でございます。

○議長（坂田秀昭君）よろしいですか。

7番、工藤孝一議員。

○7番（工藤孝一君）施設、特養の入所者が、待機者がいないとかじゃなくて、これは本当に施設が空いているというわけではないんですね。お聞きします。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

組野保健福祉課長。

○保健福祉課長（組野麻記君）若干の空床は入替えのタイミングですとか亡くなられて新規の方が入られるとか、そういうタイミングで一時的に空床は出ますけれども、常時たくさんの部屋が空いているということではございません。

○議長（坂田秀昭君）よろしいですか。ほかに。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

議案第17号、採決いたします。

原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、議案第17号、原案のとおり可決されました。

次に、議案第18号、令和5年度小清水町簡易水道事業会計補正予算（第2号）について質疑を受けま

す。

(「なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 質疑を終結いたします。  
討論を行います。

(「なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 討論を終結いたします。  
議案第18号、採決いたします。  
原案のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 御異議ないものと認めます。

よって、議案第18号、原案のとおり可決されました。

次に、議案第19号、令和5年度小清水町農業集落排水事業会計補正予算(第2号)について質疑を受けます。ございませんか。

(「なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 質疑を終結いたします。  
討論を行います。

(「なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 討論を終結いたします。  
議案第19号、採決いたします。

原案のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 御異議ないものと認めます。

よって、議案第19号、原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第26号

○議長(坂田秀昭君) 日程第26、議案第26号、二級河川の指定の変更についてを議題といたします。  
説明を求めます。

西川建設課長。

○建設課長(西川豊人君) ただいま上程されました議案第26号、二級河川の指定の変更について御説明申し上げます。

議案79ページと資料の「二級河川の指定の変更調書」及び「ポン止別川二級河川指定区間位置図」を併せて御覧願います。

現在、ポン止別川の二級河川の指定につきましては、止別川合流点より上流へ延長6.5キロの区間で指定されておりますが、これを上流側に1.14キロメートル延伸し、延長を7.64キロメートルに変更することについて、北海道知事より河川法第5条第4項の規定により意見を求められております。

今後、北海道により改修が予定されておりますポン止別川の河川改修事業は、今回変更する普通河川区間の1.14キロメートルを含めて実施することが治水対策として効果的であることから、当該区間を二級河川に指定して河川改修事業を実施しようとするものでございます。

以上のとおり、指定の変更に関する異論がない旨意見を述べるに当たり、河川法第5条第5項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長(坂田秀昭君) 質疑を受けます。

7番、工藤孝一議員。

○7番(工藤孝一君) 延伸区間自身1.1キロの区間の河川改修のこの区間の改修の予定というのは、現時点では分かりますか、お聞きします。

○議長(坂田秀昭君) 答弁を求めます。

西川建設課長。



○建設課長（西川豊人君）その1.1キロメートルも含めて北海道の事業となっておりますが、事業としては100億円規模の事業となり、年数的にも二、三十年程度かかることで北海道から説明を受けてございます。

以上でございます。

○議長（坂田秀昭君）よろしいですか。ほかに。

8番、和田彩議員。

○8番（和田彩君）8番。まだ整備の内容については分からないということだったんですけど、整備するときに川の近くに住んでいる住民の方とか町内外の有識者の方から、どういう整備がいいかというような、何か意見とかを言ったりする場はあるんでしょうか。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

西川建設課長。

○建設課長（西川豊人君）今後、北海道における整備計画策定などの中で、そのようなことも含め計画策定が進められると考えてはございますが、町からの要望により計画策定に対して協議する機会などがありましたら、そのような御意見があったことはお伝えさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（坂田秀昭君）8番、和田彩議員。

○8番（和田彩君）ぜひ町に住んでいる方、町内外の有識者の方の意見も聞いて、自然環境とかに配慮した計画にさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（坂田秀昭君）要望ですね。

○8番（和田彩君）はい。

○議長（坂田秀昭君）ほかに。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

議案第26号、採決いたします。

原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、議案第26号、原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第27号

○議長（坂田秀昭君）日程第27、議案第27号、人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

説明を求めます。

久保町長。

○町長（久保弘志君）ただいま上程されました議案第27号、人権擁護委員候補者の推薦について御説明申し上げます。

現在の委員である今城政則氏は、平成30年7月に就任されて以来、本町の人権擁護活動に御尽力を頂いておりますが、本年6月30日をもって2期目の任期が満了しますことから、次期人権擁護委員の候補者を推薦する必要があるものでございます。

人権擁護委員につきましては、人権擁護委員法におきまして、国民の基本的な人権を擁護し自由人権思想の普及高揚を図ることを使命とされており、人格識見ともに優れ、広く社会の事情に通じ、人権擁護について深い理解のある方が求められているところでございます。今般、これらを勘案し候補者について検討いたしました結果、引き続き現在の委員である今城政則氏を適任者として推薦申し上げるものであります。

今城氏におかれましては、別途お配りしている履歴書にありますとおり、幅広く御活躍されておられ、優れた識見と熱意を有する方でございますので、人権擁護委員法第6条第3項の定めるところにより、議会の意見を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）議案第27号、採決いたします。

原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、議案第27号、原案のとおり可決されました。

ここで昼食のため、暫時休憩いたします。なお、本会議は午後1時より再開いたします。

休憩 午前11時35分

再開 午後1時00分

○議長（坂田秀昭君）休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

◎議案第20号 乃至 議案第25号

○議長（坂田秀昭君）日程第28、議案第20号ないし日程第33、議案第25号、令和6年度小清水町一般会計予算について、令和6年度小清水町国民健康保険特別会計予算について、令和6年度小清水町後期高齢者医療特別会計予算について、令和6年度小清水町介護保険特別会計予算について、令和6年度小清水町簡易水道事業会計予算について、令和6年度小清水町農業集落排水事業会計予算についてを一括して議題といたします。

町長より町政執行方針について、説明したい旨求められておりますので、これを許し、併せて各会計予算案の提案説明を求めます。なお、町政執行方針、各会計予算案の提案説明は長くなりますので、着席での説明を許可いたします。

久保町長。

○町長（久保弘志君）令和6年度町政執行方針。

本日ここに、令和6年第2回小清水町議会定例会が開催され、令和6年度各会計予算案をはじめ、各般にわたる重要な案件につきましての御審議を頂くに当たりまして、町政運営に取り組む私の所信と施策の大綱を御説明申し上げ、町議会議員の皆様をはじめ、町民皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

ここからは着座にて御提案をさせていただきます。

（町政執行方針・記載省略）

○町長（久保弘志君）令和6年度小清水町各会計予算提案説明、引き続き、議案第20号ないし議案第25号、令和6年度小清水町各会計予算案について御説明申し上げます。

令和6年度各会計予算案は、普通会計で一般会計70億5,300万円、前年度当初比6.9%増、国民健康保険特別会計8億6,567万円、前年度当初比0.2%減、後期高齢者医療特別会計1億1,528万5千円、前年度当初比6.3%増、介護保険特別会計5億6,629万円、前年度当初比5.4%減、合計で86億24万5千円、前年度当初比5.3%増、次に、公営企業会計では、簡易水道事業会計、収入合計2億2,651万4千円、支出合計2億5,966万6千円、農業集落排水事業会計、収入合計2億472万2千円、支出合計2億4,024万8千円と策定した次第であります。

以下、主要事項を中心として予算案の大要については副町長から説明申し上げますが、何とぞよろしく御審議を賜りまして、原案に御協賛くださいますようお願い申し上げます。

なお、今後とも町政の推進に当たりまして、町議会議員の皆様をはじめ、町民の皆様への御理解と御協力を重ねてお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）引き続き、副町長から説明をお願いします。

○副町長（鈴木祐之君）引き続き、私より各会計予算案の概要につきまして、主たる事業並びに特に説明を要す事項を中心に、着座にて説明をさせていただきます。

（各会計予算提案大要説明・記載省略）

○議長（坂田秀昭君）暫時休憩いたします。ここで10分間休憩して、2時30分から再開いたします。

休憩 午後2時17分

再開 午後2時30分

○議長（坂田秀昭君）本会議を再開いたします。

各会計予算案の提案説明を鈴木副町長より。

○副町長（鈴木裕之君）農林水産業費からになります。

（各会計予算提案大要説明・記載省略）

○副町長（鈴木祐之君）以上をもちまして、令和6年度各会計予算案の説明を終わらせていただきます。

#### ◎延会の宣告

○議長（坂田秀昭君）お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会にしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、本日はこれをもって延会することに決定しました。

お諮りいたします。

明日は議案審査のため、休会にしたいと思います。したがって、明後日、午前9時30分より本会議を開きたいと思っております。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

以上、本日はこれで延会といたします。

（午後3時05分）

